

# 平成13年2月6日付け 包括外部監査の結果報告書及び結果報告書に添えて提出する意見書の概要書

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第4項及び四日市市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第2項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

- 1) 財団法人霞ヶ浦振興公社の平成11年度の出納その他の事務の執行について
- 2) 財団法人霞ヶ浦振興公社への出資に係る四日市市（商工農水部）の平成11年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

### 3 監査対象部署：財団法人霞ヶ浦振興公社、商工農水部事業課

### 4 監査対象期間：平成11年4月1日から平成12年3月31日まで

## 第2 外部監査の結果の概要

選定した特定の事件に係る事務の執行状況について、証憑書類、関係帳簿との照合及び支出手続の法令等への準拠状況の監査を実施した結果、一部について下記のとおり改善を要する事項が認められた。適切な改善を講じられたい。

なお、監査手続の適用については、効率的な外部監査の実施という観点から、網羅的に行ったわけではなく、外部監査人として重要と判断したものに限定し、試査により行った。

### 1 固定資産について、設立当初からの事務処理につき調査したところ、

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 1) 経費に処理したもののうち建物に計上すべきであった額 | 7,828千円          |
| 2) 建物のうち構築物とすべきであった額         | 36,143千円         |
| 3) 建物のうち経費とすべきであった額          | 23,280千円         |
| 4) 什器備品のうち経費とすべきであった額        | 27,122千円 が認められた。 |

また、無償贈与を受けた絵画等950千円は、経理規程に従い、什器備品に計上すべきであった。

### 2 経理規程によれば、定額法により固定資産の減価償却を行うことになっているが、減価償却は実施されていない。公益法人にあっても、収益事業を営んでいる以上、投下資本の回収を図るため減価償却を実施すべきであるとする考え方に立ち、上記1)の修正を加えた後、減価償却費の概算計算を行った。その結果は次表のとおりである。

表：平成11年度減価償却費

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 費	減 価 償 却 累 計 額	帳 簿 価 額
建 物 (付属設備を含む)	1,491,997	39,600	197,998	1,294,009
構 築 物	36,143	1,626	8,132	28,011
車 輛 運 搬 具	812	0	0	812
什 器 備 品	16,732	1,775	8,877	6,905
合 計	1,545,684	43,001	215,007	1,329,737

3 会社の借入金は会館建設資金として借入れたものであり、その元金返済資金の補助は会館建設資金としての補助金である。従って会館建設のための補助金は、この借入金元金返済補助金の累計額 896,000千円、四日市市からの建設費補助 387,890千円及び財団法人車両競技公益資金記念財団からの 300,000千円、合計 1,583,890千円となる。平成11年度末正味財産の額 1,691,878千円の大部分は、この建設補助金のうち固定資産取得に当てられた額 1,543,922千円が源泉となっている。

正味財産を計算する上で、償却資産を取得するための補助金については、入金時には収益とすることなく、事業年度毎に減価償却費相当額を収益として正味財産を増加させることとし、未償却残高相当額を資産見返の負債項目として収益計上を繰り延べる方法がある。

この方法に従えば、正味財産は 1,328,914千円減額され、基本財産と本来の剰余金との合計額として表される。

4 修繕引当預金、備品購入積立預金の平成11年度末残高は32,361千円であるが、これらは積立の基準、根拠ともに不明であり、収支差額の余裕の有無により操作された恣意的な積立と判断されるので、残高は現金預金に振替えるべきである。

5 食堂・喫茶用の材料・商品の年度末の有高は棚卸資産に計上されているが、消耗品の有高 940千円は計上されていない。

6 四日市市からの派遣職員の給与11,946千円は、市の負担として公社への請求はない。市の負担が止むを得ない場合、会計処理としては、公社は補助金収入ならびに管理費の両方に計上して、補助の実態を表すことが望ましい。退職金の負担についても、同様の扱いによるべきである。

なお、四日市市と公社との派遣職員給与の負担に関する取り決めは無い。負担金を免除する場合でも、覚書、協定書等により明らかにしておくべきであろう。

7 包括外部監査の結果報告書に基づく整理事務

平成12年度決算に反映させるべき事務処理は、以下のとおりである。(単位：千円)

表：平成12年度決算に反映させるべき事務処理

借 方		貸 方	
構 築 物	36,142	建 物	51,594
前期損益修正損	41,624	什 器 備 品	26,172
預 金	32,361	修繕引当預金	29,000
		備品購入積立預金	3,361
電 話 加 入 権	80	前期損益修正益	80
前期損益修正損	215,006	減価償却累計額	215,006
棚 卸 資 産	940	前期損益修正益	940
正 味 財 産	1,328,914	固定負債補助資産見返	1,328,914
		〔 結 果 固定負債・補助資産見返増 1,328,914 〕	
		正 味 財 産 減 1,584,526	

### 第3 外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書の概要

四日市市にとって外郭団体への財政支援を可能な限り抑制しつつ、公益の維持増進を図ることが要請されており、この点を念頭におき霞ヶ浦振興公社の事業を分析し検討した。その意見の概要は次のとおりである。

- 1 「スポーツ振興の拠点のみならず、市民の健康増進の場として、或いは市民の憩いと交流の場」として建設された霞ヶ浦会館であるが、競輪選手の宿泊施設として利用される他は一般市民の利用度は低く、宿泊施設の平成11年度稼働率は競輪選手を含めても25.5%、会議室等の稼働率もレッスンホールの午後の時間帯に41%を超える他は30%程度に止まっている。

また宿泊施設、会議場等の利用の他には、講演会、研修会の推進等積極的な事業による市民活動の交流推進はみられない。

施設稼働率の向上を図るとともに、公益的事業の拡大が望まれるところである。

- 2 平成11年度運営費補助金は、26,519千円であった。この補助金は収支予算不足額を補填する意味で支出されており、特定の経費を対象として査定されたものではない。食堂・喫茶事業部門については、公社の営業努力により収支の均衡を計るべきであり、補助金の対象外とすることが出来る。さらに特定引当預金支出も対象外と出来よう。

- 3 什器備品については、経理規程により耐用年数1年以上で、かつ取得価額が10万円以上のものと定義されており、什器備品に計上されない少額資産については消耗品台帳及び簿外資産台帳にて管理されることになっているが、不完全である。

固定資産は勿論、簿外資産についても、現物と台帳の照合により資産の实在が確認出来るシステムが整備されなければならない。移管及び廃棄処分等についても、相当の決裁稟議及び管理体制が採られるよう、改善が望まれる。

4 材料費については、購入時の検収と購入後の物品管理を適切に行い、経済的な購入によりコストの低減をはかるべきである。

平成11年度に清掃業務の費用を入札方式により大幅な削減を得ることが出来たが、他の費用についても入札方式を拡げることにより、経費の節減が可能ではないかと考える。

5 人件費のうち時間外手当の削減が、検討されなければならない。

平成11年度の時間外手当は21,679千円と、給与総額の22%強にも上る。就業規則の改訂により、圧縮が可能と考える。

6 独立した法人として公社が独自に経営の改善を図らなければならないが、市としても市の行政を補完する位置にある公社を指導監督しなければならない。

特に競輪事業の業績が低下傾向にある現状から、公社に対する財政支援を抑制しながら公益の増進を図るための指導が必要とされており、以上に掲げた事項以外にも改善点を見出し経営的な面での指導監督により効果をあげられたい。

なお、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」によると、事業のうち付随的に行う収益事業すなわち食事・売店、喫茶事業の構成割合が高い場合、公益法人本来の事業を拡大するか或いは収益事業を縮小し事業リスクを少なくするよう指導しており、また役員の構成についても市出身の理事を一定割合以下に抑えることにより、公社が行政機関として機能することなく自主的な経営意識を高めるよう定めている。検討されたい。